

「地域力を支える知」 ～知財を活用した地域力の強化～

地域団体商標やB1グランプリ(地域グルメの日本一決定戦)、ひこにゃん(彦根城築城400年記念キャラクター)等のゆるキャラ[※]は、地域独自の資源が、優れたブランド戦略により、多くの集客能力を発揮しうること示しました。
 特許などが企業を支えるように、地域資源は地域を支えます。モノづくりに支えられる当地は、農林水産品、工芸品、歴史や文化など、地域資源の宝庫でもあり、その発掘・活用・発信を進め、地域の活性化を目指します。

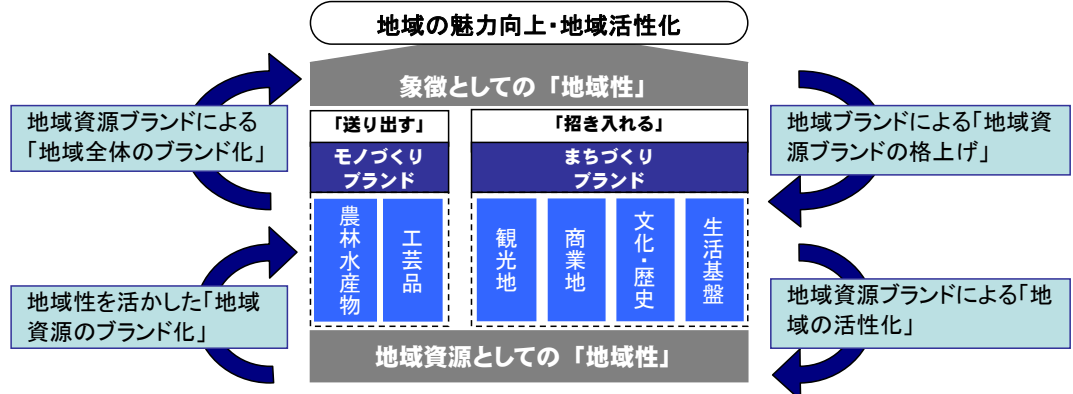


ICHIMO (イチモ) 一宮モーニングキャラクター

主な取組

農林水産品、工芸品、観光地などの地域資源も知財と捉え、発掘・活用・発信を進める

地域の農林水産品や工芸品、観光、文化、歴史等の中には、他の地域にはない独自性や優位性を有するものが少なくありません。こうした資源を地域の知財と捉え、積極的に発掘・活用・発信することによって、地域全体の魅力向上や、活性化につながる「地域ブランドサイクル」を確立することを目指します。



学習院大学 青木幸弘教授講演資料を参考に作成

地域資源の地域団体商標としての権利化、販路開拓や海外展開に対する支援

地域団体商標としての権利化には、発信者にとっては、ブランドを守るとともに、商品やサービスに新たな価値を付加できるメリットが、消費者にとっては、本物を見分け、商品・サービスを安心して消費できるメリットがあります。

しかし、地域団体商標を取得するだけでは、そのメリットは享受できません。地域団体商標の対象となる商品やサービスをブラッシュアップした上で、それらの活用を図る必要があります。このため、関係機関が連携し、出願を検討する段階から将来の活用・発展を見据えた支援が行えるよう体制を整備します。

発掘・創出

- マーケティング・戦略の確立
- 独自性、優位性のある商品やサービスの発掘・開発

権利化・信用付加

- 地域団体商標等による権利化
- 産地、製造、流通における信頼性の確保、規格化

活用・発展

- 販路開拓、ブランド構築
- 海外展開も視野に入れた事業戦略、ブランド保護

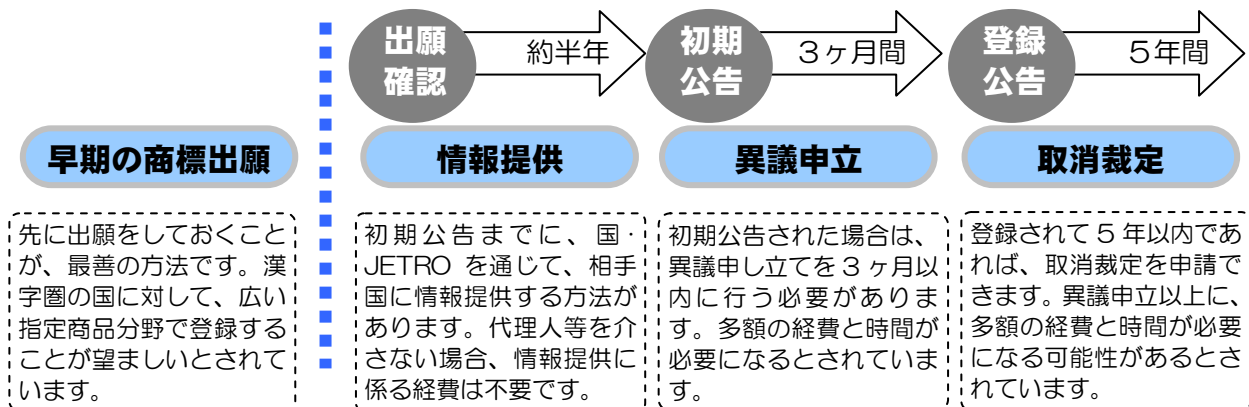
海外における本県由来地名等の冒認出願に対応する取組の支援

自分たちの住んでいる町の名前が海外で、知らないうちに商標出願され、特産品等が輸出できなくなる。近年、漢字圏の国において、こうした冒認出願（他人のものを勝手に権利出願すること）の事例が増えています。

事前の対策、あるいは、早期発見・対応を怠ると、その後の対策に多額のコストと時間が必要となるため、場合によっては、その国への輸出ができなくなるおそれもあります。

このため、海外出願への支援や、早期発見に向けた各団体への海外特許検索指導を実施します。また、被害に遭った場合の専門家による相談体制の整備なども進めます。

地名商標の冒認出願対応例(中国の場合)



知財活用に取り組む市町村や地域団体に対する支援

会社の社名やノウハウのない企業はありません。また、地域資源が存在しない地域もありません。全ての企業や地域には知財への取組が求められているとも言えますが、知財支援機関や、その人的体制は十分でなく、多くの企業や地域に対し、必要な情報が行き届いていないおそれもあります。

このため、市町村や地域の団体への支援を充実するとともに、支援機関のネットワーク化を図ること等により、県内の隅々に情報が行き届くよう、支援の輪を広げていきます。

目 標

地域団体商標への新規出願件数

➔ 5年間の累計で**20**件(現在12件登録)

地域資源を活用した中小企業の新規事業への支援

➔ 5年間の累計で**100**件(あいち中小企業応援ファンド*による支援件数)

国の農工商等連携促進法*に基づく事業計画の認定を受けた事業数

➔ 2015年までに**60**事業(現在20事業)

市町村・団体を対象とする知財セミナーの開催

➔ 5年間の累計で**100**回(現在年数回程度)



ゆるキャラ：地域情報のPR等に使用するマスコットキャラクター。扶桑社及びびみうらじゅん氏により商標登録されている。
あいち中小企業応援ファンド：地域資源を活用して新事業展開を図る中小企業者を支援するファンド。あいち産業振興機構が関連業務を実施している。
農工商等連携促進法：中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律。平成20年7月に施行された。

地域資源の発掘・活用・発信、新たな価値創造に対する支援

●農林水産品、工芸品、観光、文化、歴史等地域資源の発掘・発信 **重点**

- ・地域資源の発掘、地域ブランド化に向けた複数の地域資源の連携に対する支援
- ・意匠・商標の活用によるブランド価値の向上への支援
- ・「地域資源のブランド化に向けた取組の視点」の作成及び、その活用の奨励(新規)
- ・新たな知財総合支援窓口における地域ブランド化に関する相談への対応(新規)
- ・農商工連携ビジネスフェアの開催
- ・産業観光、武将観光振興の取組の強化、ニューツーリズム[※]の取組に対する支援

愛知県における「中小企業地域資源活用促進法[※]」に基づく事業計画の承認は37件で全国4位。「農商工等連携促進法」に基づく事業計画の承認は23件で全国2位(H23.2末現在)

愛知県の地域団体商標の登録は12件(H23.3末)で全国8位。現在は、商品の登録のみ。他県では、温泉などサービスの登録も行われている。

農林水産物では、7品目の重点的なブランド化、海外展開への取組などが進められている。

●地域資源の権利化の促進、販路開拓や海外展開に対する支援

- ・「地域団体商標」登録やその戦略的活用の検討など、ブランド化の促進
- ・「あいち中小企業応援ファンド」などによる新事業展開への支援
- ・国際的な知名度向上に資するユネスコ無形文化遺産[※]やジオパーク[※]等への登録に対する支援
- ・コンビニチェーンとの「連携と協力に関する包括協定」に基づく、県産品を活用した商品開発や販売の促進
- ・商標等の海外出願に対する支援、新たな知財総合支援窓口における海外進出サポートの実施(新規)

愛知県では、大手コンビニチェーン5社と地域の農林水産物・加工品・工芸品の販売や活用、観光振興等に関する包括協定を締結している。

松阪牛や讃岐烏冬(さぬきうどん)、青森、鹿児島などが中国で出願され問題化した。「愛知」は、知を愛するの意もあり、多数の出願がなされている。平成22年には、「常滑焼」の出願が中国で確認されたことから、県は関係団体の対応を支援。

●本県地名由来商標の冒認出願に対応する取組の支援 **重点**

- ・市町村、関係団体が自ら中国等の商標をチェックできるよう、研修を実施(新規)
- ・早期解決に向けたジェトロ等との連携
- ・農林水産知財保護コンソーシアム[※]への参加、海外出願情報の収集・提供



知財コラム

私の名前が使えない！ 商標の冒認出願

権利のない者が勝手に出願を行うことを冒認出願といいます。近年、漢字圏の国において、商標の冒認出願が発覚し、問題になっています。

例えば、日本の出版社は、クレヨンしんちゃん(中国名:蠟筆小新)の関連商品を、中国で自由に売ることはできません。中国の「北海道産ビスケット」はマレーシア製です。「福原愛」や「富士山」、「コシヒカリ」も既に出願されています。

あなたの名前(商標)は大丈夫ですか? 中国や台湾の商標はパソコンから簡単に検索できます。マニュアルは特許庁の下記アドレスから入手できます。

http://www.jpo.go.jp/torikumi/kokusai/kokusai2/shohyo_syutugantaisaku.htm



中国で出願された蠟筆小新商標の一つ(一部)

事例は、特許庁資料、農林水産省資料、愛知県調べ



中小企業地域資源活用促進法：地域資源を活用した中小企業の事業活動を支援する法律。平成19年6月に施行された。

ニューツーリズム：テーマ性が強く、体験型・交流型の要素を取り入れた、新しいタイプの旅行。

ユネスコ無形文化遺産：ユネスコが無形文化遺産条約に基づき登録するものであり、人類無形文化遺産の代表。

ジオパーク：地球科学的に見て、重要な地質遺産を含むエリア。世界ジオパークには、日本から4件が登録されている。

農林水産知財保護コンソーシアム：海外における農林水産物の模倣・冒認出願の監視、調査、相談等を行う組織。

知財活用に取り組む市町村や地域団体に対する支援

●市町村等の知財に係る取組に対する支援

- ・市町村が行う、地域ブランド化に向けた資源の発掘、活用、権利化等の取組に対する支援
- ・市町村と連携した知財セミナーの開催

蒲郡市では、地元特産のみかんを活用し、産業技術研究所等と共同で、みかん染めの技術を開発。また、健康長寿産業クラスターの取組の一環として、規格外みかんを活用したボディソープを開発。

●各種団体(JA、事業協同組合等)の知財活用に対する支援 **重点**

- ・各種団体による地域資源の発掘、活用、権利化等の取組に対する支援、専門家の派遣
- ・各種団体等構成員や職員を対象とする知財研修の実施
- ・NPO等の「新しい公[※]」の担い手による知財を活用した取組に対する支援

豊田市では、地域資源を活用した新規事業・雇用を創出する仕組みとして、行政・NPO/企業が支援する「とよた中山間じおこし隊」プロジェクトを実施。

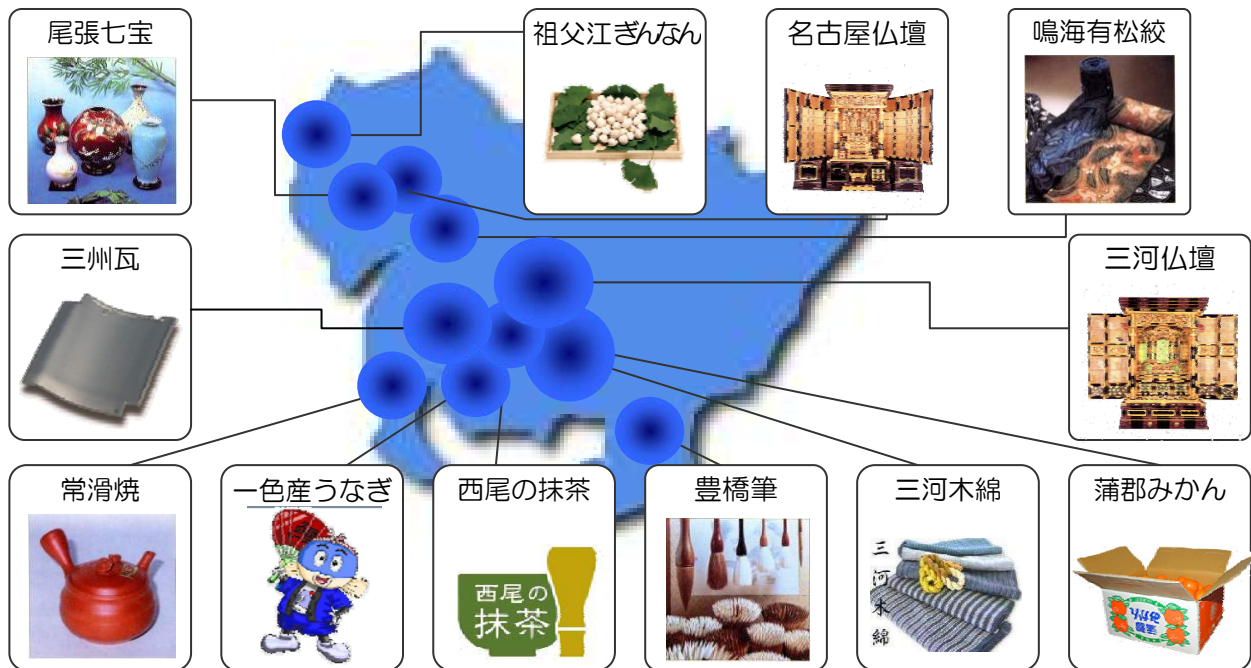


知財コラム

5

地域の資源をブランドに！ 地域団体商標

「地名」+「商品名」の商標を取得すれば、産地や品質の保証といった付加価値を生むことができます。平成 18 年にスタートした地域団体商標は、この取得を容易にしたことから、全国で多くのブランドが誕生しました。本県においても、12 件(H23.3 末)が登録され、登録を契機として、販路拡大や海外展開を目指す動きも出てきています。



参考：他県における登録事例

農産品等：孺恋高原キャベツ（群馬県）、安房 菜の花（千葉県）、南部の木（山梨県）、阿波山田錦（徳島県）
 水産品：鵜川ししゃも（北海道）、苫小牧産ほっき貝（北海道）、大間のまぐろ（青森県）、琵琶湖産鮎（滋賀県）
 加工食品：仙台味噌（宮城県）、群馬の地酒（群馬県）、飛騨アイスクリーム（岐阜県）、和歌山ラーメン（和歌山県）
 工業製品：越前和紙（福井県）、九谷焼（石川県）、輪島塗（石川県）、信楽焼（滋賀県）、和泉木綿（大阪府）
 温泉・その他：横濱中華街（神奈川県）、飛騨のさるぼぼ（岐阜県）、下呂温泉（岐阜県）、原鶴温泉（福岡県）

CHECK! 新しい公：行政はもとより、県民、NPO、企業など様々な主体の参加によって、拡大する行政ニーズを地域全体で支えるという考え方。